

岩手県告示第89号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所及び薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成21年1月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
三浦医院	宮古市向町2番30号	平成20年12月15日
高橋薬局	下閉伊郡普代村第13地割字普代126番9	平成20年12月31日